

諮問番号：平成31年度諮問第2号

答申番号：令和元年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、原処分（生活保護変更処分）について縷々不服を申し立てるが、主張の要旨は次のとおりと解される。

- (1) 被保護者には介護保険料を支払う義務がないにもかかわらず、請求人の障害基礎年金からは介護保険料が特別徴収されているから、当該特別徴収された額を保護費で支給すべきである。
- (2) 障害者加算の額は約500円少なく算定されているから、当該差額を支給すべきである。
- (3) 請求人の家賃は「4万6,000円」であるにもかかわらず、住宅扶助支給額は「3万6,000円」であり、毎月「1万円」の赤字になっているから、当該差額を支給すべきである。
- (4) 老齢基礎厚生年金及び老齢基礎共済年金の収入認定額が誤っているから、正しく収入認定するべきである。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 請求人の障害基礎年金から介護保険料を控除した額を収入認定したことは、保護の処理基準に基づいており、違法又は不当な点はない。
- (2) 原処分は、厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に基づいており、保護費の算定に誤りはないから、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、生活保護法（以下「法」という。）並びに保護基準及び保護の処理基準に基づき行われており、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 請求人の主張については、原処分において、いずれも保護の基準に基づき保護費が適正に算出されており、年金の受給額の認定が不相当である等の事情は

認められず、これを採用することはできない。

第4 調査審議の経過

平成31年4月15日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護の変更の決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているから、これらの基準に従って事務が処理されることとなる。

そこで本件についてみると、請求人の前記第2の1(1)の主張については、被保護者には介護保険料を支払う義務がないとする法令上の根拠は存在せず、かつ、請求人に係る介護保険料（2,550円）は、これが障害基礎年金から控除されていること及び当該控除を前提とした障害基礎年金の収入減を認定した上で保護費の算定が行われていることが認められるから、この点につき原処分には違法又は不当な点はない。

また、請求人の前記第2の1(2)の主張については、請求人は障害基礎年金2級を受給していることから、保護基準によると、1級地である札幌市における障害者加算の額は、「身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の3級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める2級」に該当する者は17,530円とされており、本件障害者加算額に誤りはなく、原処分には違法又は不当な点はない。

そして、請求人の前記第2の1(3)の主張についてみると、処理基準においては、家賃の中に電灯料又は水道料が含まれている場合の住宅費は電灯料又は水道料に相当する額を控除した額を住宅費として認定することとされているところ、請求人から提出された証拠によれば、家賃は3万6,000円であって、これと同額の住宅扶助費が支給されていることが認められるから、原処分には違法又は不当な点はない。なお、請求人が毎月1万円の赤字になっていると主張する点については、共益費（8,000円）と水道代（2,000円）によるものであって、これらは経常的最低生活費で賄われるべきものであるから、本件住宅扶助費の認定に誤りはなく、原処分には違法又は不当な点はない。

さらに、請求人の前記第2の1(4)の主張については、請求人の老齢基礎厚生年金・老齢基礎共済年金に係る収入認定はこれらの年金が2か月ごとに支給されるものであることから、平成30年12月の受給額を2で除した額が認定され

ており、本件収入認定の額に誤りはなく、原処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子